

戸建分譲や宅地造成等の雨水流出抑制施設について

($500m^2 \sim 1,000m^2$ 未満の場合または
条例のみの場合は $1,000m^2$ 以上を含める)

戸建分譲等で雨水浸透施設を設置する場合は次のとおり設置基準を定めます。

なお、面積については開発面積が $500m^2$ 以上かつ雨水浸透阻害行為の面積が $500m^2 \sim 1,000m^2$ 未満のことをしており、開発面積が $1,000m^2$ を超える場合も該当する可能性があります。

①浸透樹

画地面積 $100m^2$ 未満については内径400mm深さ600mm(碎石H700mm×W700mm)の浸透樹を2個以上とし、 $100m^2$ を超えるものについては $100m^2$ 毎に2個以上の浸透樹を設置すること。(小数点以下四捨五入)

②浸透トレーンチ

画地面積 $100m^2$ 未満については内径200mm(碎石H500mm×W500mm)の浸透トレーンチを2m以上とし、 $100m^2$ を超えるものについては $100m^2$ 毎に2m以上の浸透トレーンチを設置すること。(小数点第2位以下四捨五入)

③放流管

放流管の直径は50mmとし、直近の道路側溝又は排水路等に接続するものとする。

④建築面積以外の空地

当該空地は雨水が浸透できるよう未舗装とするか、浸透性舗装とする。

⑤開発道路

市に帰属される開発道路については、雨水流出抑制施設の対象外とする。

◎計算例

(1)浸透樹

・画地面積 $100m^2$ ごとに2個を設置する。

画地面積

$$m^2 \div 100m^2 \times 2\text{個} = \boxed{} \text{個} \quad \therefore \boxed{} \text{個}$$

※小数点以下四捨五入

(2)浸透トレーンチ

・画地面積 $100m^2$ ごとに2mを設置する。

画地面積

$$m^2 \div 100m^2 \times 2m = \boxed{} m \quad \therefore \boxed{} m$$

※小数点第2位以下四捨五入

※開発完了検査時は、上記全数量を対象とする。(水路整備要請は、雨水各図に記載すること。)

